

## 宇都宮市環境審議会規則

〔平成 6 年 9 月 27 日  
規則第 41 号〕

## (設置)

第 1 条 この規則は、宇都宮市環境基本条例(平成 13 年条例第 32 号)第 20 条第 4 項の規定に基づき、宇都宮市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(平 13 規則 37・一部改正)

## (組織)

第 2 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 市民団体を代表する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、環境の保全及び創造について、特に識見を有すると認められる者

(平 13 規則 27・平 13 規則 37・一部改正)

## (任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

## (会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (関係人の出席)

第 6 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求めてその意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

## (審議会の会議の特例)

第 6 条の 2 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、会長は、災害の発生、感染症のまん延の防止その他の理由により、会議を招集することが困難な場合その他やむを得ない理由があると認めるときは、議事の概要を記載した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)を審議会の各委員に回付し、賛否を問い、会議に代えることができる。

- 2 第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに前条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第 5 条第 2 項中「審議会は」とあるのは「審議会の審議は」と、「出席しなければ、会議を開くことができない」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答しなければ、成立しない」と、同条第

3 項中「出席委員」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答のあった委員」と、前条中「関係人の出席を求めてその」とあるのは「関係人の書面又は電磁的記録による」と読み替えるものとする。

(令 3 規則 37・追加)

(部会)

第 7 条 審議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもってこれに充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌握する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する者が、その職務を代理する。

6 部会長は、部会の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

7 第 5 条及び前条の規定は、部会について準用する。この場合において、第 5 条第 1 項中「審議会の」とあるのは「部会の」と、同条第 2 項中「審議会は」とあるのは「部会は」と、同条第 3 項中「審議会は」とあるのは「部会は」と、「会長」とあるのは「部会長」と、前条第 1 項中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会の」とあるのは「部会」と、前条第 2 項において読み替えて準用する第 5 条第 2 項中「審議会の」とあるのは「部会の」と、同条第 3 項中「審議会の」とあるのは「部会の」と読み替えるものとする。

(令 3 規則 37・一部改正)

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(平 14 規則 32・平 18 規則 17・一部改正)

(補則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(宇都宮市公害対策審議会規則の廃止)

2 宇都宮市公害対策審議会規則(昭和 46 年規則第 56 号)は、廃止する。

附 則(平成 13 年 5 月 1 日規則第 27 号)

この規則は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 9 月 28 日規則第 37 号)

この規則は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日規則第 32 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 17 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 12 月 21 日規則第 37 号)

この規則は、令和 3 年 12 月 22 日から施行する。